

## 会社案内



弊社モリコーの押印機の歴史を語って見たいと思います。

日本の押印機は昭和39年に薬事法の一部改正が有り  
医薬品の容器、ラベルに製造年月日、ロット番号を表示することが義務づけられました。  
薬品業界ではそれ以前から法改正に備えて押印の出来る機械の要請が有りました。

そこで、モリコーが昭和の初期より郵政省の葉書、封書を消印押印する卓上押印機等を改良して、  
薬品業界で表示、押印出来る機械の開発を致しました。  
それから数年、公正取引委員会の指導により  
清酒業界でも昭和50年より製造年月日明記するという自主規制が始まりました。  
それからと言うもの食品全般、化粧品等、製造年月日、ロット番号の表示が消費者に明確に分かるように、  
生産会社の管理の必要性に伴い表示を行うようになりました。

現在では、印字機、メーカーも数十社に増えて、  
サーマルプリンター、インクジェットプリンター、レーザープリンター等、  
多様な生産品の表示に適合できるようになってきました。  
モリコーは老舗の押印メーカーです。  
これからも、お客様にとって利便性の高い押印機を目指し研究開発を行ってまいります。

株式会社モリコー 代表取締役 社長  
森 由紀夫